

## 会 議 録

### 1 会議名

平成 30 年度 第 2 回春日区地域協議会

### 2 議題（公開・非公開の別）

(1) 地域活動支援事業について（公開）

・課題の共有と個別質問の確定

(2) その他（公開）

### 3 開催日時

平成 30 年 5 月 8 日（火）午後 6 時から午後 9 時 40 分まで

### 4 開催場所

市民プラザ第 4 会議室

### 5 傍聴人の数

なし

### 6 非公開の理由

なし

### 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委 員：安樂 大、池杉清子、今井 孝、大竹明德（副会長）、金子隆一  
          渋木 俊（副会長）、田沢 浩、谷 健一、新野武宣、野澤武憲、藤田晴子  
          松田光代、吉田幸造（会長）、吉田 実、鷺澤和省（欠席 5 人）

・事務局：中部まちづくりセンター 本間センター長、野口係長、田中主事

### 8 発言の内容（要旨）

#### 【野口係長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、成立を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務めることを報告

#### 【吉田会長】

- ・会議録の確認：渋木副会長に依頼

「(1)平成30年度地域活動支援事業の提案状況と本日の作業『課題の共有と個別質問の確定』について」事務局に説明を求める。

**【野口係長】**

・提案書により説明

**【吉田会長】**

今の説明に質疑を求める。

**【鷺澤委員】**

本日の配布資料にある参考資料の事務局の回答欄について、事業番号春-4から18は「提案内容に対する金額が1者10万円を超えなければ1者からの見積もりでよい」との規定があるため、それを基準として考えられる。しかし、春-8について、事業提案書の12ページについて質問したが、①の提案団体の予算書の中で「施設費、及び報酬費」の詳細な内訳を地域協議会委員がその詳細を把握しておく必要があると考えて質問している。ただ、これを事務局が資料に「支援事業とは関連性がないと考える」と意見を記載すること自体は事務局の仕事なのか。協議会委員が指摘した場合の記載や指摘は相応しいが、事務局による意見の記載は、本当に仕事の範囲なのか疑問に思う。地域活動支援事業の詳細な内容について理解し、審査を進めていくのは地域協議会委員の仕事である。よって、今回の件は明らかな越権行為であると考えてるので取り消してほしい。

**【野口係長】**

資料は事前に正副会長と協議を行っており正副会長からは異議はなかったため配布しており、手続きに不備はないと考えている。この件については、正副会長より考え方の説明をお願いしたい。

**【吉田会長】**

鷺澤委員も昔、交通安全協会に町内の代表として属していた経緯があるため、ある程度の内容を把握していると思うが、「報酬費」は行事があった際に役員が出掛けた際に1回あたり800円の費用弁償が出ている。「施設費」については大竹副会長から説明をお願いしたい。

**【大竹副会長】**

交通安全協会が地域活動支援事業に補助を要請しているのは、白線・横断歩道等の補修費用を対象としている。補助金は全額にこれに充てている。鷺澤委員が言う「施

設費・報酬費」の「施設費」は支援事業で賄いきれない以上のもの、後から要望が出てきたものに使うものである。これに関しては、地域活動支援事業とは別個のものとして考えてほしい。

#### 【鷺澤委員】

私も2年間、交通安全協会の委員をした経緯があるので詳細は理解しており、その際にも質問した。①の質問は、春日地区の居住者より毎年180万円前後徴収している。春-8の12ページに春日地区の平成29、30年度の予算が記載されているが、繰越金が毎年20から30万円ある。その繰越予算の範囲内で、例えば白線を引くことができないのか、また、「施設費」には「カーブミラー設置、道路白線補修、他」との記載があり、支援事業の内容と全く同じである。本来繰越金は必要なく、その繰越金の中で追加補修等を実施できれば、毎年、春日地区の居住者からの徴収金の範囲内で事業が実行できると考える。

さらに、「施設費」の中身や、金額の大きい「報酬費」も知りたいのである。地域住民からも年々、交通安全協会委員の委員報酬が増えているとの指摘もあり、また、幹事・役員の割り当てについても疑問視されている。具体的にそれらが必要であるなら構わないが、納入金は交付金のため、みんなが納得できる方法で提案してほしい。交通安全協会は地域活動支援事業の提案案件の中でも最優先でやるべき事項だと思うので、負担金が足りなければどんどん地域活動支援事業で補助していけばよいと思うが、交通安全協会には20から30万円の繰越金がある。定期預金を保有しているとの話もあるので質問した。

#### 【大竹副会長】

「繰越金」については、会費が入ってくるまでに、2、3か月程かかる。会費が入ってくるまでの間、活動しないわけにはいかないため、その間のつなぎ資金として「繰越金」を設けている。また「預貯金があるのではないか」との話についてだが、地域活動支援事業の継続性を考えると、いつまでもこの事業があるとは考えていない。いざなくなった時に交通安全協会の活動を止める訳にはいかないため、その時の蓄えとして位置付けている。

#### 【金子委員】

地域活動支援事業が始まる前は、地域住民からの会費で事業を行ってきた。そのため全町内会で一斉に補修等は実施できず、3、4年の周期で回っていた。しかし、この

事業が始まってからは全町内一斉に補修工事が行えるようになったことを理解してほしい。

**【今井委員】**

話を聞いていると、正副会長が交通安全協会の申請する立場で話をしているように感じたため、それはおかしいと思った。これから話し合って質問内容などを決めていく中で、各提案内容に対して「予算内訳」、「収支内容」についての質問が多い。交通安全協会の話もこのような質問の一つに過ぎないため、今回のように事前に却下するのではなく、これから話し合い、質問事項に入れるか入れないかを決め、質問事項に決定した際は提案団体が回答すればよい。例えば、「何々を買う」との提案に対して、「何に必要か」、「普段どのように遣り繰りしているのか」と質問するのと意味合いは全く同じである。今回、提案団体の構成員と地域協議会委員が重複している人も多いが、一度リセットし、純粹に地域協議会委員からの質問として申請団体から答えてもらうことの調整に特化すべきである。でなければ、「何か利権があるのではないか」との疑いが生れることも考えられる。すべての団体が情報を隠さずオープンにしなければ、税金の分配はできないと考える。

**【鷺澤委員】**

正副会長は色々な役員をやっているが、地域活動支援事業に関しては行司役に徹してほしい。また、事務局は意見を記載するのではなく、間違いを指摘することに留めてほしい。例えば、質問票に「意見は書かず、質問のみ記載」と言っている本人が意見を言うのは矛盾している。これは地域協議会委員に対する越権行為で、事務局は事務局の役割に徹してほしい。

**【野口係長】**

先ほども説明したように、事前に正副会長と話し合い、資料のたたき台として提案し、了解を得ている。事務局としては地域協議会をサポートすべく資料を作成しており、事務局の私情を明記したわけではなく、正副会長の了承の上で資料を提示している。よって、越権行為という意図で資料を作成していない。

**【鷺澤委員】**

それであれば、記載文章の後ろに「正副会長の意見である」との記載があれば理解できる。

**【今井委員】**

手元にあるのは参考資料であり、確かに「関連性がない」との事務局の記載もあるが、「質問事項から除外しろ」とは記載されていない。そのため、この後グループごとに質問事項を決める際に、質問に入れるべきであれば入れ込めばよい。事務局が作成した資料に拘束力があるものではないので、参考程度に留めればよい。

**【吉田 実委員】**

今井委員と同意見で、グループで質問事項を協議し、全体で最終の調整をすればよい。全体的に100パーセントの費用を地域活動支援事業からと提案してきている団体が多く、団体自体の負担額が不明の団体も多いので、各グループで見極め、協議した上で質問事項を決めればよい。

**【鷺澤委員】**

全体に公平に、きちんとした基準のもとで協議できれば問題ない。

**【吉田会長】**

他に意見や質問はあるか。

**(発言なし)**

次に「(2) 質問事項の整理」に入る。

事前配布してある、委員から提出された質問票を取りまとめた参考資料を見ながら3グループに分かれて、質問を1事業あたり5つ以内にまとめて質問原稿を作成してほしい。

**— 各班に分かれて審議 (90分間) —**

**【吉田会長】**

会議を再開する。

「(3) 全体会による質問事項の整理」に入る。時間が押しているため、今回はグループごとに整理の結果を発表せず、事務局が配布した各グループの質問事項のコピーを10分程度で確認してもらい、のちに、意見や質問等を求める形にする。

**— 質問事項のコピーの確認 (10分間) —**

時間になったので、質問事項の復活提案がある委員は発言願う。

**【大竹副会長】**

「春-12：小学生の音楽による地域の絆づくり支援事業」の「小学校独自に楽器購入及び補助を市のほうへ申請することができませんか」との質問については、上から目線のように感じるので「購入及び補助を市へ申請することができませんか」にしては

どうか。

【今井委員】

その前に、先ほど「復活提案があれば」とあったが、意見が出ていないということ  
はなしでよいか。

【吉田会長】

なしでよい。

他に「春-12」の意見はないか。

【鷲澤委員】

今の質問に対して、自分の経験上、公立・私立の小中高校の楽器購入について、ど  
のように申請等しているのか発言できるが、実際に提案団体に質問したほうがよいか。

【野口係長】

発言してよいと考える。その発言で委員各自が満足し、理解できれば、提案者の回  
答する負担も軽減できる。会長以下で決めてほしい。

【吉田会長】

では、発言してほしい。

【鷲澤委員】

ここでは部活動で使用する楽器を要望している。部活動で使用できるお金は基本的  
に市から配分されていない。そのため、このような楽器購入等の多額な費用について  
は、各学校は「何周年記念」や「後援会」等で、寄付金を募って購入している。高校  
の場合は「OB会」、「同窓会」もある。市に申請しても対象外として扱われる。これら  
の理由から地域活動支援事業で決定されなければ購入できない、楽器をそろえること  
ができないということになる。現実、後援会費も少額しか出ないことが多いため、こ  
の事業を申請することが多くなっている。

【吉田会長】

今の説明を踏まえて「春-12」の質問はどう扱うか。

(「削除でよい」の声)

【吉田会長】

では、質問から削除する。そのほかの「②後援会の負担割合はありますか」、「③今  
後の補充や更新計画はありますか」の質問は生かすことでよいか。

(「よし」の声)

他に意見はないか。

**【今井委員】**

「春-15：土橋祭り活性化事業」の質問①「この事業は個人及び町内会予算で一部負担すべきではないですか」との質問の中で、「すべき」では意見になってしまうので「一部負担することはできませんか」のような言い方がよいのではないか。

(「よし」の声)

**【吉田会長】**

では「春-15」の質問①は「この事業は個人及び町内会予算で一部負担することはできませんか」に変更する。

**【谷委員】**

先ほどの「春-12」だが、市の所見一覧で見ると「備品の特性管理の観点から後援会所有品と学校備品との明確な区分け管理が行えるのであれば、購入に支障はありません。ただし後援会所有備品の修繕や更新費用は後援会が負担してください。」とある。楽器は後援会の所有なのか、学校の所有なのか。

**【野口係長】**

楽器を購入するのは事業主体である後援会なので、後援会の所有物になる。ちなみに、後援会が楽器を購入し、学校、つまり市へ寄贈することは補助金の在り方としてふさわしくない。

**【金子委員】**

それでは、今後は後援会が修理費等を負担するということか。

**【吉田 実委員】**

今までも、後援会が負担するという話になっていたと思う。

**【渋谷副会長】**

以前、地域活動支援事業で楽器購入を採決した際、修繕費も入っていたのではないか。

**【吉田会長】**

入っていた。

**【渋谷副会長】**

では、市の所見で「後援会が負担してください」となっている以上、今後、楽器の修繕に関する事業提案書が出た場合にははっきりと断るべきではないか。

【吉田会長】

そうであり、注意しなければならない。

【谷委員】

つまり、地域活動支援事業で購入した楽器と後援会等で購入した楽器がある場合は、分けて考えるのか。

【吉田会長】

分けて加えて考えなければいけない。

【谷委員】

一律にダメではなく、所有者を踏まえて考えることで間違いないか。

【鷺澤委員】

項目別に「新規購入」、「修繕費用」と分けて申請が出てくると思うので、都度、事業の対象であるかどうかを判断していけばよい。

【谷委員】

地域活動支援事業で購入し、所有する楽器は全体の一部と考えられるので、申請する学校側できちんと分けてほしい。

【吉田会長】

では「春-12」の質問②、③は生かすか。

(「よし」の声)

他に質問・意見はないか。

【鷺澤委員】

色々な提案事業に関係するが、例えば「春-2：春日野いきいきサロン事業」、「春-4：ジュニアバレーボールの普及及び青少年健全育成事業」、「春-6：春日山モルツミニバスケットボールクラブ事業」、「春-13：高齢者の生きがいくくりと地域交流事業」のように、高齢者の交通費や子供たちの遠征費等の交通費全般に対して、その全額の支援を要求している事業が多い。遠征費で65万円も要求している団体もある。お花見に行くバス代やタクシー代に関しては、利用者が一定金額を負担しなければならないし、子供たちの遠征費もクラブ会費から一部負担するべきと考える。「会費はいくらか」との質問も出ていたが、交通費の支給割合について基準を設けてもよいのではないか。地域協議会委員がよいと考えるのであれば問題ないが、支給基準を考えるべきである。

【吉田会長】



事務局の意見をお願いします。

**【野口係長】**

進め方について整理したいのだが、当初、参考資料として協議会委員より集めた質問票には、今ほどの基準に関する記載はないため、ここでの議論の対象から外れている。今は、先ほどグループに分かれて決めた質問事項について整理してほしい。

鷺澤委員からの指摘に関しては、今後の工程にある「減額調整シート」にて、整理する場面があるので、そこで議論をお願いしたい。

**【今井委員】**

今すぐに話し合うことはできないのだが、星野委員が「春-17：中門前2丁目自主防犯サポーターズ事業」の質問欄で「昨年も疑問を抱きましたが、今後、地域活動支援事業の活用についてルールが必要だ」との記載があった。今まで話し合っただけでこなかったから今年度も同じ問題が出ていることは事実である。来年度のためにも今年度の地域活動支援事業の審議決定が終わったら、交通費や備品購入のためのルールを話し合っただけではどうか。

**【吉田会長】**

鷺澤委員と今井委員から交通費の基準や備品の購入について話が出たが、例えば限度額決めるなどは今後の課題にしたい。

他に質問・意見はないか。

**【田沢委員】**

「春-18：にぎわいのあるまちづくり（春日地区の歴史文化に触れ合う）事業」の質問②「支出削減の工夫はできませんか」とあるが、具体的な削減すべき項目は示さないのか。

**【吉田 実委員】**

協議の中で、具体的な項目の指摘はあったのだが、複数だったためまとめた。例えば「警備費」や「謝礼費」等があり、具体的な内容を挙げたほうが良ければ記載するがどうするか。

**【田沢委員】**

要は、削減を意図として質問を挙げているのか。

**【吉田 実委員】**

そうである。

**【田沢委員】**

そうであれば、問題となった箇所を具体的に指摘するべきである。

**【吉田 実委員】**

実際に挙げたのは「警備費」、「謝礼費」等があったので、この2つを挙げるのでどうか。

**(「よし」の声)**

**【田沢委員】**

金額の削減や調整の話し合いになった際に、この団体が何を目的としてどのような効果を上げようとしているのか把握しておく必要がある。この項目の費用が多い・少ないは最後の話で、目的とした効果があるかどうかを見積もりながら協議していくことが大事ではないか。

**【今井委員】**

理解はできるが、そうならば事業提案書中の「イ支出の部」に提案団体が付けた優先順位の意味がなくなってくる。ここには必要な順に番号を記載してあるので、質問事項に「警備費」と記載した際に、「警備費は何番目に必要と記載してあるのだから必要だ」と言われてしまえば質問の意味がなくなってしまう。そのため、当初の質問のように、敢えて項目を指摘しないでもよいと思う。

**【田沢委員】**

質問の聞き方として「支出削減の工夫をした点はどこですか」と聞いてはどうか。

**【吉田 実委員】**

質問の聞き方として「減らせませんか」とあるので、指摘項目は必要ではないか。

**【谷委員】**

優先順位を参考にして審議すれば、具体的な指摘がなくてもよいのではないか。

**【吉田会長】**

優先順位を付けると低いから削っていくと考える。一概には言えないが、その金額は大抵少ないことが多い。最終的に質問はどうするか。

**【今井委員】**

優先順位が高い数字でも、地域協議会委員が「要らない」と考えて削ることはできないのではないか。

**【野口係長】**

優先順位のつけ方について、提案団体には、自分たちが考える順位を記入してもらっている。一方、それが必ずしも地域協議会委員が考える順位になるとは限らないと言う説明のもとで記載してもらっている。そのため、地域協議会委員と提案団体の考える順位が違っていても問題はない。

【吉田会長】

例えば、①から⑩の番号があった場合、⑩を削ることもできるし、①を削ることもできるという考えでよいのか。

【野口係長】

よい。

【吉田 実委員】

では、質問はどうするのか。

【金子委員】

吉田 実委員が言ったように、大きな意味での「工夫」の文章でよいと思う。「あれが高い」、「これが高い」と1つ1つ指摘しなくてよい。

【吉田会長】

どうするか採決を採る。

修正の必要ないと考える委員は挙手を願う。

（賛成多数）

では、「春-18」の質問②「支出削減の工夫はできませんか」はそのままでいく。

他に質問・意見はないか。

【田沢委員】

「春-18」の質問③「一部負担金はできませんか」の表現は、「できないか」と言っても、「できない」と言われて終わってしまうのではないか。「一部負担をしない理由を教えてください」にしてはどうか。または「負担金がないが、今まで負担をしてこなかった理由を教えてください」ではどうか。

【吉田 実委員】

「参加費は取れませんか」など柔らかい表現にすればよい。

【渋谷副会長】

内容とやり方がはっきりすればよい。「できない理由を教えてください」でよいのではないか。

**【吉田会長】**

「春-18」の質問③「一部負担金はできませんか」の表現を、「できない理由を教えてください」に変更してよいか。

(「よし」の声)

**【吉田会長】**

他にあるか。

**【今井委員】**

「春-7：春日山城跡保存整備促進協議会10周年記念事業」、「春-8：春日区の交通安全のための交通安全推進活動並びに交差点関連路面標示修繕等事業」は同じような質問が挙がっている。ここでは「見積もりに対して諸経費はいくらか」がパーセントで明記されており、工事業者より出された見積もりに対して質問すると言うような内容だ。これは工事業者に直接確認しなければならない内容であり、質問するかの判断が難しいと思うがどうか。パーセントはおそらく計算された数字で、かつ、見積もりには具体的な数字が出ているが。

**【新野委員】**

「春-7」の質問④は、私が質問したもので、諸経費の金額が19万円と大きいため、それに対する内訳を聞きたいとの意図があった。機械等の運搬費かもしれないが、通常、諸経費はコピー代など少額のものイメージであるため、内訳を確認するべきとの意図があった。

**【今井委員】**

質問を削るべきだと言う意味ではなく、聞き方と言うか。団体からしても、業者から来た見積もりをそのまま資料として提出していると思うので、どのような聞き方をすれば伝わりやすく、わかりやすいのか。業者によって見積額は当然違うわけで、各業者が諸経費と工事費をそれぞれ提出しているが、パーセントにしてしまうとどの業者の見積もりなのか分かりにくい。諸経費に対する割合が大きいと言うことであれば、単純に「諸経費に対する内訳を教えてください」とストレートに聞いたほうがよいのではないか。

**【吉田 実委員】**

しかし、普通は諸経費の内訳はあまり記載しないのではないか。

**【鷺澤委員】**

色々な業者から見積もりを徴し、総額で一番安価を選択すると言うのが実態のため、見積もりのパーセントにはこだわってこなかったのが実情だ。それも含めて提案者を信頼して進めていくのがよいと思う。

**【吉田 実委員】**

工事だから色々な諸経費がかかってくるのではないか。

**【大竹副会長】**

この質問は削除してもよいと思うがどうか。

**【渋谷副会長】**

パーセントではなく、単純に「諸経費の内訳を教えてください」でよいのではないか。家を新築する場合でも、諸経費は総額の何パーセントと記される。一般的に何に掛かったかは分からないものである。

**【新野委員】**

漫然と計上されているが、税金を使う以上、内訳まで承知しておくべきだと考えた。

**【野澤委員】**

白線の引き直しや修繕は、市町村・県・警察が発注するのだが、全ての業者が個々の内訳は出さない。諸経費は工事費の何パーセントで提出している。

**【今井委員】**

言いようのないものを諸経費と明記するので、内訳等は言いようがないと思う。率が高いから聞きたいというのであれば、「内訳」ではなく「根拠を教えてください」のような聞き方ではどうか。内訳では答えようがないと思う。

「諸経費はどうなっているのか」と質問しても、「今までもこうだった」との回答が予想される。聞くことは悪くないが、地域活動支援事業の審査としては諸経費の内訳の内部まで減額はできない。事業に対して提出された見積もりに対して不必要なものは指摘できるが、業者に対して減額を求めることは意味がない。だから、提案者が提出した見積もりで判断せざるを得ず、見積書の一部に対しては指摘できないため事業費全体を指摘することしかできない。

**【吉田会長】**

「春-7」の質問④、「春-8」の質問①について、質問事項に明記するかしないか伺う。

**(「削除すべき」の声多数)**

では、削除する。時間も残り少なくなってきたので「(2) 質問事項の整理」を終了

する。

**【野口係長】**

- ・ 次回の協議会：5月23日（水）午後6時から 市役所木田庁舎 401会議室
- ・ 内容：地域活動支援事業のプレゼンテーションと個別質問
- ・ アンカーの設置について説明

**【吉田会長】**

事務局からもアンカーの設置について話があったが、今日のうちに正副会長から1名、委員から1名を決めておきたい。

委員の中で、自分がやりたいという方は挙手を願う。

**【今井委員】**

私がアンカーの制度を提案したこともあるので、引き受けたい。

**【吉田会長】**

他にいないか。

**（「なし」の声）**

では、今井委員に務めてもらうことでよいか。

**（拍手）**

よろしく願いしたい。

次に、正副会長からは、渋木副会長にお願いしたいが、どうか。

**（拍手）**

再質問のアンカー役は、渋木副会長と今井委員にお願いする。

他に質問等はあるか。

**【今井委員】**

プレゼンテーションは、アンカーが進行するのか、それとも会長が進行をするのか。

**【野口係長】**

プレゼンテーション自体は事務局が進行し、再質問の場面はアンカーにお願いしたい。

**【吉田 実委員】**

地域活動支援事業の配分額に希望額が達していないが、二次募集はあるのか。

**【野口係長】**

一次審査が終わったあとに最終的な残額をみて判断していただきたい。

**【今井委員】**

再質問のやり方について、方法が2つあると思う。1つ目はプレゼンテーション終了後に質問のある委員がアンカーにメモを持って伝えたのちに、アンカーが提案者に対して質問する。2つ目は、質問のある委員がその場で再質問し、アンカーが整理する。この場合、プレゼンテーションをした提案者にすべて聞こえてしまう。どのやり方にしてもアンカーが提案者に質問するのだが、どちらのやり方がよいか。

**【吉田 実委員】**

質問用紙を委員に配布して、メモを走り書きして伝えた方がよい。

**(「それでよい」の声)**

**【吉田会長】**

事務局は、用紙を用意できるか。

**【野口係長】**

当日用意する。

**【吉田会長】**

では、メモを渡して、アンカーに再質問してもらうこととする。

**【鷺澤委員】**

例えば、先ほど交通費の個人負担の話が出たが、その場で疑問に思ったことを書けばよいのか。

**【今井委員】**

先ほど話し合った質問事項に関連し、内容が逸脱していなければよい。

**【渋谷副会長】**

欠席する団体については、事前に回答が分かり、再質問できるのか。

**【野口係長】**

先ほど決定した質問事項を地域協議会として事前に全提案者に提示する。プレゼンテーションに参加する団体についてはその場で回答を受けたり、再質問を受けられるが、参加しない団体は文書での回答のみになる。

**【今井委員】**

欠席する団体についてはプレゼンテーションの際に回答を見て判断するしかない。出席する団体でも、当日のプレゼンテーションの結果を受けてその場で再質問を行う形になり、事前には再質問できない。そのため、プレゼンテーションに参加する団体

は、欠席する団体と比べれば、その場でやり取りができるメリットがある。

**【吉田会長】**

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL : 025-526-1690 (直通)

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。